



一般廃棄物処理業許可証

住 所 鳥取県倉吉市広瀬町1713
 氏 名 有限会社 松井商店
 代表取締役 松 井 實

平成23年6月21日付で申請のあった一般廃棄物処理業について、倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第30条の規定により、許可する。

平成23年6月22日

倉吉市長 石田 耕太郎



記

- 1 事業の種類 一般廃棄物の収集運搬
- 2 事業の区域 倉吉市内
- 3 取り扱う一般廃棄物の種類 一般廃棄物（ごみ）
- 4 許可の期間 平成23年7月4日から平成25年7月3日まで
- 5 使用車両種別台数
 - 3.9 トン積（鳥取 130 あ 25）
 - 3.06 トン積（鳥取 100 あ 21）
 - 2.0 トン積（鳥取 800 さ 3456）
 - 3.0 トン積（鳥取 430 あ 22）
 - 2.0 トン積（鳥取 430 あ 1023）
- 6 許可の条件
 - ア ごみは、鳥取中部ふるさと広域連合立ほうきリサイクルセンター及び再資源化業者又は一般廃棄物処分許可業者に搬入すること。
 - イ 市の分別基準に従って分別し、特に再生資源（びん・缶・紙布・牛乳パック・発泡スチロール・ペットボトル）は、リサイクルすること。
 - ウ 市町村間のごみを混載しないこと。
 - エ 収集依頼先への啓発など、ごみの減量化・リサイクルの推進に努めること。
 - オ 関係法令を遵守すること。
 - カ 収集運搬（搬入）実績報告書を翌月10日までに提出すること。
 - キ 許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消す。